

## 郵政ユニオン 全労連大会発言原稿

全労連運動方針に賛成する立場で、とりわけ郵政の労働契約法 20 条裁判のとりくみと組織の強化拡大について発言します。

労契法 20 条は、今年 4 月施行の「パートタイム・有期雇用労働法」に取り込まれ、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止は明示されています。一方で、企業にとって都合の良い運用につながる「問題とならない事例」がガイドラインに例示されるなど多くの問題を含んでいます。改めて非正規労働者の均等待遇と「同一労働同一賃金」に向け運動をすすめる必要があります。

郵政労契法 20 条裁判は、先行する東西原告 11 人が 2014 年春の東京・大阪地裁提訴から足掛け 6 年、高裁判決の上告から約 1 年半を経ての弁論となります。弁論の約 1 か月後には最高裁判決が予想されます。また、新たに 154 人の非正規の組合員が今年 2 月、不合理な格差の是正を求めて立ち上がり、全国 7 地裁へ住宅手当や年末年始勤務手当、有給の病気休暇、夏期及び冬期休暇、扶養手当、三が日の祝日割増、賞与に係る過去分を損害賠償請求する「集団訴訟」を起こしています。最高裁判決はこの裁判へ大きく影響してきます。弁論・判決に対して、悔いのない万全の準備を進めていきます。全労連をはじめ地方労連、各単産の皆さんには裁判勝利に向けご支援をお願いいたします。

郵政ユニオンは、この集団訴訟をはじめ、郵政で働く 19 万人の非正規社員のみならず、日本の非正規雇用労働者全体の処遇改善につなげるたたかいとして運動するとともに、組織の拡大へ結実させる決意です。

組織の強化・拡大では、昨年 11 月全労連組織拡大オルグに京都府と滋賀県を中心とした計画でエントリーしました。第 2 回調整会議では「増やしている組織に学ぶ」ということで大阪北部支部の役員に講義してもらいました。月 1 回の組合員会議と日常的には組合員一人ひとりが職場でアンテナを張り労働者の悩みや不満をつかんでいる。その結果を組合員会議で報告し、支部三役を中心に話をするなど対策をとるというもので労働相談と合わせて拡大に結び付けているという話でした。エントリー計画は、空白の克服に向けたものですが、組織内でも拡大をすることが重要と意思統一しました。計画では拡大リーフレットが完成した 3 月以降、コロナ禍で宣伝が延期となっていました、ようやく 8 月に郵便局前での宣伝を開始します。

郵政ユニオンは、拡大はしているが総数は減らしている現状をどう打開していくのかが大きな課題となっています。原常任幹事からは「運動は一流だが拡大は三流と言われる所以」などと叱咤激励を受けています。エントリー計画での空白克服と合わせ、組織内での大きな前進をめざし、秋の総対話運動を 10 月から 11 月に設定。組織の強化と合わせ、1 日 100 対話、期間中に 5000 対話を目標とする方針としました。コロナ禍であっても対話なしに拡大には結びつかないことも組合員に呼びかけ、総対話運動を進めていきます。

以上